

研究等支援事業基金要項

令和4年9月29日
基金委員会決定

(設置)

第1条 学生又は不安定な雇用状態にある研究者への支援のための事業に充てることを目的とする寄附金の募金活動を推進し、及びその管理運営を行うため、九州大学基金に研究等支援事業基金を置く。

(事業)

第2条 研究等支援事業基金は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が実施する次に掲げるいずれかの事業で、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するものの用に供する。

- (1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

2 前項各号の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営)

第3条 研究等支援事業基金は、九州大学基金規程（平成22年度九大規程第8号）第7条第1項の特定資金に区分する。

2 研究等支援事業基金に対して拠出された寄附金の使途は、国立大学法人九州大学寄附金取扱規程（平成16年度九大会規第6号）第8条の規定にかかわらず、変更してはならない。

(事務)

第4条 研究等支援事業基金に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部同窓生・基金課において処理する。

(雑則)

第5条 本要項に定めるもののほか、研究等支援事業基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、令和4年9月29日から実施する。